

## 国民健康保険証が変わります

現在お使いの保険証(グリーン色)の有効期限は9月30日(日)までです。10月1日(月)からは、新しい「藤色」の保険証をお使いください。新しい保険証を9月30日まで

に郵送しますので、名前や住所を確認のうえ、旧保険証を破棄してください。旧保険証を自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。住民課へ返却することもできます。また、昨年度より保険証裏

面に「臓器提供意思表示欄」を設けました。あらかじめ臓器提供の意思表示を行っていない方は、万が一の場合に、臓器提供が迅速に行われるためです。臓器提供の意思表示をされ

る場合には、意思表示欄への記入をお願いします。10月になっても新しい保険証が届かない場合は、住民課へお問い合わせください。※保険証の有効期限が一部異なる人もいます。有効期限が

切れる前には新しい保険証を送付しますので、ご了承ください。問合先/住民課(979-8111)

## 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)

### が始まります

10月1日から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた国民年金保険料を納めることができ、後納制度が始まります。

**注意事項**／○後納制度を利用する場合は、事前申し込みが必要です。○後納保険料は、後納可能な期間のうち最も古い分から納めていただきます。○過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加

算額が上乘せられます。○既に老齢基礎年金を受給している人は申し込みできません。○審査の結果、後納制度を利用できない場合があります。○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)を用意してください。

**申込み・問合先**／三島年金事務所 国民年金課(973-1444) 住民課(979-8111) 国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)

## 「ニュースポーツふれあいフェスタ

### 2012 IN 函南」

10月は「ふじのくにスポーツ推進月間」です。ニュースポーツに触れてみませんか。体験型のイベントです。で、お気軽にご参加ください。参加無料、申し込み不要です。



日時/10月20日(土) 10時~15時  
場所/函南町体育館  
内容/○ニュースポーツ体験  
コーナー:デイスコン、スポーツ吹矢、スポーツチャンバラ、3B体操、バウンドテニス、ダーツ、ラダーゲッター(予定)  
対象/静岡県民ならどなたでも  
持ち物/体育館シューズ  
問合先/県レクリエーション協会(054-254-0919)

## フリーマーケットを開催します

**今**回は、商工まつりと同日、同場所で開催します。なお、商工まつりに合わせて終了時間を2時間延長します。家庭に眠っている不用品などが資源として有効利用されることで、ごみの減量と地球温暖化防止につながります。お誘い合わせのうえご来場ください。フリーマーケットに出店したい人は、出店申込方法のとおりお申し込みください。

**【開催内容】**  
日時/11月4日(日) 9時~14時※小雨決行  
場所/函南町役場 東側駐車場  
**【出店申込方法】**  
予定区画数/50区画(先着順)  
対象/町内在住者(営業目的の参加不可)  
申込み/10月15日(月) 8時30分以降に電話でお申し込みください。  
その他/1団体1区画限り(事務費500円を当日徴収) 飲食物の販売および配布は禁止です。途中退場不可。小雨決行ですので、雨天に備えて簡易テントなどをご用意ください。

## 函南町消防・防災フェア

函南町消防団や田方北消防署の活動を楽しく知っていただけるイベントです。

日時/10月7日(日) 10時~14時30分

場所/函南町役場 駐車場  
※雨天の場合、函南中学校体育館で内容を一部変更して実施します。

**内容**／消防団員と幼稚園児の分列行進、チビッコ消防隊訓練披露、子どもシャギリ演奏、消防団員による出店など

**その他**／日時・内容は変更になる場合がありますので事前にお問い合わせください。

**問合先**／総務課(979-8103)

## 環境美化ポスター優秀作品展示

町内の小中学生から応募された「リサイクル」「地球温暖化防止」「省エネ」「エコ」に関するポスターの中から優秀な作品を展示します。環境問題に対する小中学生の視点を通して、身近な環境について見つめ直してみませんか。  
○函南町中央公民館 ロビー  
期間/10月11日(木)~10月18日(木)  
○函南町役場1階 ロビー  
期間/10月25日(木)~10月31日(水)  
問合先/環境衛生課(979-8112)

## 里親にありませんか? 10月は里親月間です

さまざまな事情により家庭に恵まれない子どもたちに温かい家庭生活の体験の機会を提供して下さる里親を求めています。里親には委託期間や目的により4種類あり、児童相談所を通じてお願する子どもを決定します。養育中は定められた養育に

必要な経費が支払われます。申し込みは随時受け付けています。まずは、お問い合わせください。

**問合先**／福祉課(979-8133)、県子ども家庭課(054-221-2922)、東部児童相談所(920-2083)

